

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	4-3
許認可等の種類	向精神薬営業者の免許			
根拠法令条例等・条項	麻薬及び向精神薬取締法第50条			
許認可等の概要	向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者の免許			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬及び向精神薬取締法第50条 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者の免許は、厚生労働大臣が、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許は、都道府県知事が、それぞれ向精神薬営業所ごとに行う。 2 次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (1)その業務を行う施設の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。 (2)次のイからトまでのいずれかに該当する者であるとき。 <ul style="list-style-type: none"> イ 第51条第2項の規定により免許を取り消され、取消の日から3年を経過していない者 ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 ハ イ又はロに該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、薬事法 その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 ニ 成年被後見人 ホ 心身の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの ヘ 麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者 ト 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちイからヘまでのいずれかに該当する者があるもの ・麻薬及び向精神薬取締法施行規則第14条の2 法第50条第2項第2号ホの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 ・麻薬及び向精神薬取締法施行規則第14条の3 地方厚生局長又は都道府県知事は、向精神薬営業者の免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。 ・麻薬及び向精神薬取締法施行規則第15条第2号 法第50条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1)略 (2)向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 向精神薬を貯蔵する場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。 ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。 			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	-			